

電話や情報通信機器を用いた診療に係る診療報酬特例や時限的対応について

令和5年7月18日

公益社団法人 東京都医師会

7月末日で廃止される診療報酬特例

詳細版	項目名	点数	請求コード	備考
p.5	初診料(文書による紹介がない患者の場合)(初減)(特例)	214点	111016150	初診からの電話診療は実施できなくなる
p.5	電話等再診料(特例)	73点	112026750	患者の求めによる電話再診は8月以降も算定可能 請求コード:112007950
p.5	外来診療料(特例)	74点	112026850	
p.6	初・再診及び外来診療料に付随する乳幼児加算、時間外加算、休日加算等	—	—	
p.6	慢性疾患等の診療(特例)	147点	113045650	
p.6	精神疾患の精神療法(特例)	147点	180070750	
p.6	訪問看護・指導体制充実加算(特例)	150点	114055050	
p.6	がんゲノムプロファイリング評価提供料	12,000点	※特例用のコードは無し	8月以降は電話等による結果説明は不可

8月以降の電話や情報通信機器を用いた診療の比較

○…算定可、×…算定不可

診療行為	8月以降		備考
	電話	情報通信機器※	
電話や情報通信機器を用いた初診	×	○	
電話や情報通信機器を用いた再診	患者の求めに応じた場合のみ○	○	
電話や情報通信機器を用いた診療の際の医学管理	×	○	別表参照
電話や情報通信機器を用いた再診に基づく処方箋の発行	×	○	医療機関は患者が希望する薬局にFAXやメール等で処方箋情報を送信し、併せて原本を送付する。 ※摘要欄に「情報通信」と記載すること

※情報通信機器を用いた診療における注意点

- ▶ 情報通信機器を用いた診療に係る施設基準を8月1日(算定を開始する月の1日)までに関東信越厚生局に届け出る必要がある
- ▶ 情報通信機器に関するweb研修を受けた上で、ガイドラインに沿った診療が求められる
<https://telemed-training.jp/entry>

別表:情報通信機器を用いた診療と対面診療における医学管理の対比表

項目名	情報通信機器	対面
特定疾患療養管理料(診療所)	196点	225点
特定疾患療養管理料(100床未満病院)	128点	147点
特定疾患療養管理料(100床以上200床未満の病院)	76点	87点
ウイルス疾患指導料1	209点	240点
ウイルス疾患指導料2	287点	330点
小児科療養指導料	235点	270点
てんかん指導料	218点	250点
難病外来指導管理料	235点	270点
皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅰ)	218点	250点
皮膚科特定疾患指導管理料(Ⅱ)	87点	100点
小児悪性腫瘍患者指導管理料	479点	550点
がん性疼痛緩和指導管理料	174点	200点
がん患者指導管理料 イ:共同診療方針等文書等提供	435点	500点
がん患者指導管理料 ロ:心理的不安軽減のため面接	174点	200点
がん患者指導管理料 ハ:抗悪性腫瘍剤の必要性文書説明	174点	200点
がん患者指導管理料 ニ:遺伝子検査の必要性等文書説明	261点	300点
外来緩和ケア管理料	252点	290点
外来緩和ケア管理料(特定地域)	131点	150点
移植後患者指導管理料 イ:臓器移植後	261点	300点
移植後患者指導管理料 ロ:造血幹細胞移植後	261点	300点
糖尿病透析予防指導管理料	305点	350点
糖尿病透析予防指導管理料(特定地域)	152点	175点
腎代替療法指導管理料	435点	500点
乳幼児育児栄養指導料	113点	130点
療養・就労両立支援指導料 1:初回	696点	800点
療養・就労両立支援指導料 2:2回目以降	348点	400点
がん治療連携計画策定料2	261点	300点
外来がん患者在宅連携指導料	435点	500点
肝炎インターフェロン治療計画料	609点	700点
薬剤総合評価調整管理料	218点	250点
在宅自己注射指導管理料 1:複雑な場合	1,070点	1,230点
在宅自己注射指導管理料 2:1以外の場合 イ:月27回以下	566点	650点
在宅自己注射指導管理料 2:1以外の場合 ロ:月28回以上	653点	750点